



2025年5月13日

各 位

会 社 名 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
代 表 者 取締役社長 荒 木 直 也
(コード番号：8242 東証プライム)
問い合わせ先 コーポレートコミュニケーション室長 田中 周子
(TEL 06-6367-3181)

役員報酬としての譲渡制限付株式導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しに伴い、譲渡制限付株式の導入を決議し、本制度に関する議案を2025年6月25日開催予定の第106期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

現在の当社の役員報酬は、以下の基本方針を踏まえ、月例の基本報酬と単年度の業績等を反映した年次賞与及び株価に連動する株式関連報酬である株式報酬型ストックオプションを組み合わせた報酬体系としております。

【基本方針】

- ・当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するものであること
- ・業務を執行する取締役・執行役員の中期計画の目標達成の動機付けとなること
- ・当社グループのミッション達成と持続的成長の実現に適う人材の確保につながること
- ・株主との意識の共有や株主重視の意識を高めるものであること

今般、役員報酬制度の見直しにあたり、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との価値共有や取締役の業績や株価価値への意識をより一層高めることなどを目的として、株式関連報酬として、従来の株式報酬型ストックオプション制度に代えて、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を新たに導入することとしました。

(2) 導入の条件

本制度が導入された場合、当社の取締役は、当社の取締役会決議に基づき、取締役の職務執行の対価として当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式(譲渡制限付株式)の発行又は処分を受けるものであるため(以下「現物出資方式」といいます。)、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、取締役の基本報酬及び株式報酬型ストックオプションに関する報酬額は、それぞれ以下のとおり株主総会においてご承認いただいております。

《基本報酬》

2016年6月22日開催の定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)分は年額3億円以内(うち、社外取締役分は年額5,000万円以内)、監査等委員である取締役分は年額9,000万円以内

《株式報酬型ストックオプションに関する報酬額》

2021年6月22日開催の定時株主総会において、基本報酬とは別枠で取締役(監査等委員である取締役を除く)分は年額1億2,900万円以内(うち社外取締役分は年額900万円以内)、監査等委員である取締役分は年額2,250万円以内

本制度を新たに導入するにあたり、本株主総会では、現行の報酬枠とは別枠で取締役に対して本制度に係る報酬枠

を設定すること及び当社と取締役との間で締結する予定の譲渡制限付株式割当契約の概要につき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本株主総会でご承認いただくことを条件にして、株式報酬型ストックオプションに関する報酬枠は廃止し、以後新たな株式報酬型ストックオプションの割当ては行わないこととします。ただし、既に付与した株式報酬型ストックオプションは今後も存続します。

2. 本制度の概要

本制度で付与する譲渡制限付株式は、一定期間継続して当社の取締役その他当社取締役会が定める地位にあることを譲渡制限の解除条件とする「勤続条件型」と、当社取締役会が予め定めた業績条件の達成を譲渡制限の解除条件とする「業績条件型」の2種類とします。「勤続条件型」の付与対象となる取締役(以下「対象取締役①」といいます。)は業務執行取締役及び非業務執行取締役とし、「業績条件型」の付与対象となる取締役(以下「対象取締役②」といいます。)は業務執行取締役とします(なお、対象取締役①と対象取締役②をあわせて、以下「対象取締役」といいます。)

■勤続条件型について

(1) 譲渡制限期間

対象取締役①は、勤続条件型として付与する株式(以下「勤続条件付株式」といいます。)について、その付与日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を任期満了により喪失する日までの間(以下「譲渡制限期間①」といいます。)、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役①が、当社取締役会が定める期間継続して当社取締役会が定める地位にあったことを条件として、譲渡制限期間①の満了時において、勤続条件付株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

■業績条件型について

(1) 譲渡制限期間

対象取締役②は、業績条件型として付与する株式(以下「業績条件付株式」といいます。)について、その付与日から5年以内の範囲で当社取締役会が定める期間(以下「譲渡制限期間②」といいます。)、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役②が、当社取締役会が定める期間継続して当社取締役会が定める地位にあったことに加え、当社取締役会が目標値として設定した一定の業績目標以上となることその他譲渡制限付株式割当契約に別途定める要件を充足することを条件として、譲渡制限期間②の満了時において、業績条件付株式の全部又は一部につき、譲渡制限を解除する。

対象取締役は、本制度に基づき現物出資方式により、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年 50,500 株以内(うち、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)は年 40,000 株以内、社外取締役は年 3,000 株以内、監査等委員である取締役は年 7,500 株以内)といたします(なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。)

また、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記のとおり、現行の取締役の報酬枠とは別枠で、年額 1 億 5,150 万円以内(うち、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)は年額 1 億 2,000 万円以内、社外取締役は年額 900 万円以内、監査等委員である取締役は年額 2,250 万円以内)といたします(なお、その 1 株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当会社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とします。)

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役(監査等委員である取締役を除く)につい

ては取締役会において決定し、監査等委員である取締役は、監査等委員である取締役による協議により決定いたしません。

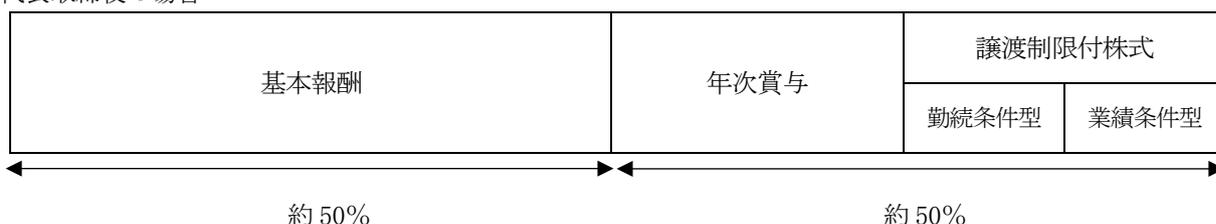
また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ①対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

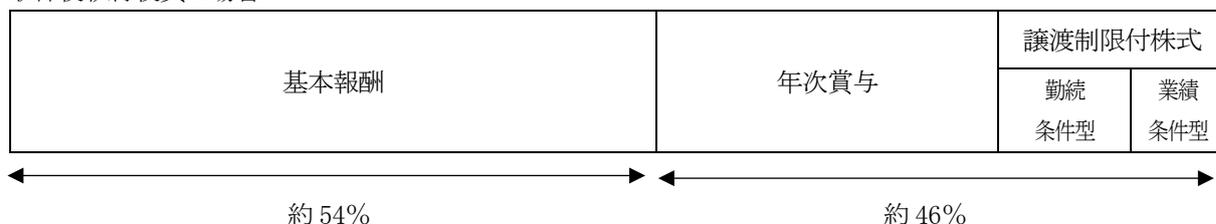
《ご参考》 当社の役員報酬制度の全体概要

《役員報酬構成イメージ図》

代表取締役の場合



取締役執行役員の場合



業務執行取締役のうち、代表取締役及び中核会社の社長を兼務する取締役の報酬配分は、固定報酬(基本報酬)で約50%、変動報酬(年次賞与・株式関連報酬)で約50%を目安として構成しております。また、役位の上位者になるほど、変動報酬のうち株式関連報酬の比率が、株式関連報酬のうち業績条件型譲渡制限付株式の比率が高まる報酬配分となっております。

※上記の図は役員報酬の構成をわかりやすくお伝えするためのイメージ図であり、それぞれの記載の幅が各報酬の金額規模を示唆しているわけではありません。

《各報酬と対象者》

		業務執行取締役	非業務執行取締役
株式報酬	業績条件型譲渡制限付株式	○	—
	勤続条件型譲渡制限付株式	○	○
金銭報酬	年次賞与	○	—
	基本報酬	○	○

本株主総会において、本制度に関する議案をご承認いただいた場合は、当社取締役に対して付与する譲渡制限付株式のほか、当社取締役を兼務しない執行役員並びに当社子会社である株式会社阪急阪神百貨店の取締役、監査役及び執行役員に対し、譲渡制限付株式を上記対象者に準じ(監査役は監査等委員に準じる)、会社法の規定に基づき、当社取締役会の決議により発行する予定です。また将来、対象子会社を拡大していく予定です。

以 上